

平成14年10月18日

各 位

株式会社UFJホールディングス
(コード番号：8307)

弊社に対する行政処分について

本日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項の規定に基づく行政処分（業務改善命令）を受けたことにつきましては、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今回の業務改善命令の内容等は下記のとおりでございますが、かかる処分を真摯に受け止め、今後のグループ内の体制整備等に取り組んでまいります。

記

1. 処分の内容

- (1) 中小企業向け貸出について、履行状況報告記載の中小企業向け貸出目標を着実に達成するため、業務改善計画を平成14年11月15日までに提出すること。
- (2) (1)を着実に実施すること。
- (3) 業務改善計画提出後3か月ごとに(2)の実施状況を報告すること

2. 処分の原因となる事実

- (1) 平成13年度の中小企業向け貸出が減少しており、「議決権ある株式の引受け以外の株式等の引受け等の要件に関して、経営の合理化、経営責任の明確化、株主責任の明確化及び資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策に関する基準を定める件」（平成10年12月15日 金融再生委員会・農林水産省・労働省告示第2号）第1項第5号後段を遵守したとは認められないこと。
- (2) 平成13年度の中小企業向け貸出の計画履行に際し、中小企業向けに限定した貸出目標の設定を行っていないなど、目標達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられたとは認め難いことから、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」（平成11年9月30日 金融再生委員会）において示されている「経営健全化計画を自らの確に履行しようとしていないと認められた場合」に当たると認められること。

3. 今後の取り組みについて

今回の行政処分を踏まえ、「経営健全化計画」における「中小企業向け貸出」の目標達成に向けたグループ内の推進体制等について、UFJ銀行並びにUFJ信託銀行と共に具体的な改善計画を策定し推進してまいります。

以 上